

2015年 6月 5日

No.232

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: [www.s-mataichi.com](http://www.s-mataichi.com)

6月2日の総務委員会は、総務省所管事項に関する一般質疑が行われました。**又市征治議員**は、来年4月からの本格実施が予定されている自治体における人事評価制度と、臨時・非常勤職員の処遇改善にかかわる総務省通知について質疑を行いました。

## 自治体の実情に応じた、公正性、透明性、客観性、納得性が担保された人事評価制度の導入のためには労使協議が不可欠



**又市議員**は、労働基本権が奪われている下での人事評価制度の導入は、労働者同士の競争が激しくなったりする等、自治体労働者の労働条件に大きな影響を与えると指摘し、労使交渉のテーマと位置づけることについて大臣の見解を求めました。さらに、それぞれの自治体の状況に応じた人事評価の制度設計を行う際、総務省が画一的な内容で縛りがかかることがないように求めました。

**高市大臣**は、人事評価制度自体は労使交渉の対象となる勤務条件には該当しないが、制度の円滑な導入と運用のためには、職員への十分な周知と理解が重要との認識を表明し、一定の協議に理解を示しました。さらに**大臣**は、人事評価の具体的な基準や方法などは各地方公共団体の任命権者が定めるものと言明する一方で、各地方公共団体は、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る改正法の趣旨を踏まえて、当該団体の実情に沿って評価項目の設定など人事評価の仕組みを適切に準備、整備をする必要があると答弁しました。

## 臨時・非常勤職員の着実な処遇改善を求める

続いて**又市議員**は、自治労の調査によれば70万人にも及ぶ臨時・非常勤職員の処遇改善問題を取り上げました。**又市議員**は、交通費や時間外手当も支給されず、官製ワーキングプアなどという言葉が使われるような事態は放置すべきではないと指摘しつつ、昨年、総務省が臨時・非常勤職員の処遇改善のために発出した通知を取り上げました。**又市議員**は、組合のない自治体では労働者がこのような通知の存在を知ることもないし、まして自治体にその履行を求めることもできないと述べ、総務省にその周知徹底を求めました。

**丸山公務員部長**は、昨年8月に通知を送付し、その後、通知に関する質疑応答集を発行したこと、さらに全国人事担当課長会議、市町村担当課長会議、人事委員会事務局長会議等で周知を図っていると答弁しました。

さらに**又市議員**は、臨時・非常勤職員の処遇改善の進捗状況を質しました。

**丸山部長**は、昨年の通知に関しては未だ周知の段階であり調査していないが、同様の通知を2009年に出したが、通勤費用相当分の費用弁償について、通知発出前の08年度とその後の12年度の調査を比較すると、一般職非常勤職員に支給している市町村数が、発出前の442団体から、発出後は557団体へと大幅増加していると答弁しました。

**又市議員**は、大幅に増えたと言っても全体の半数にも満たない現状を踏まえ、底上げが必要であり、到達水準、成果、不十分性を把握し、しっかり助言するように要請しました。